

2018年9月14日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号  
サムティ・レジデンシャル投資法人  
代表者名 執行役員 川本 哲郎  
(コード番号：3459)

資産運用会社名  
サムティアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 増田 洋介  
問合せ先 リート企画部 部長 定塚 泉美  
TEL. 03-5220-3841

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

サムティ・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、2018年10月26日開催予定の第3回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に下記記載の規約一部変更（第1号議案）及び役員選任（第2～4号議案）に関する議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更（第1号議案）の主な内容及び理由について

- (1) 現在、役員会等を通じた監督役員の役割・活動・責任が一層高まりつつある中で、監督役員の報酬額を妥当な水準に調整することを可能にするため、該当する規定を変更するものです（現行規約第18条関係）。
- (2) 上記の他、字句の修正を行うものです（現行規約第9条第1項関係）。

(規約一部変更に関する詳細につきましては、別紙「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員を選任（第2～4号議案）について

執行役員川本哲郎、監督役員藤木隆弘及び中原健夫は、2018年10月31日をもって任期満了となります。2018年11月1日付であらためて執行役員1名及び監督役員2名を選任することについて、議案を提出するものです。また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名を選任することについて、議案を提出するものです。

なお、執行役員候補者である高橋雅史については、2018年9月27日開催予定の本資産運用会社の臨時株主総会において、2018年10月1日付で本資産運用会社の取締役役に就任することが決議される予定です。詳細につきましては、本日付「資産運用会社における取締役及び重要な使用人の選任に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意：この文書は、本投資法人の規約変更及び役員選任に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(1) 執行役員候補者

高橋 雅史 (新任)

(2) 監督役員候補者

藤木 隆弘 (再任)

中原 健夫 (再任)

(3) 補欠執行役員候補者

増田 洋介 (再任)

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 本投資主総会に関する日程

2018年9月14日 第3回投資主総会提出議案の役員会承認

2018年10月5日 「第3回投資主総会招集ご通知」の発送 (予定)

2018年10月26日 第3回投資主総会 (予定)

以上

\* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.samty-residential.com>

<別紙>

第3回投資主総会招集ご通知

(証券コード 3459)  
2018年10月5日

## 投資主各位

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号  
サムティ・レジデンシャル投資法人  
執行役員 川本哲郎

### 第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年10月25日（木曜日）午後5時00分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

規約第14条第1項及び第2項

(みなし賛成)

第14条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：2018年10月26日（金曜日）午前10時00分  
(受付午前9時30分～)
2. 場 所：東京都千代田区西神田三丁目2番1号  
住友不動産千代田ファーストビル南館 3階  
ベルサール神保町room3+4+5  
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件

以上

---

#### (お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるサムティアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.samty-residential.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案：規約一部変更の件

本投資法人の規約を下記「2 変更の内容」に記載のとおり変更することを  
お願いするものです。

##### 1 変更の理由

- (1) 現在、役員会等を通した監督役員の役割・活動・責任が一層高まりつつある中で、監督役員の報酬額を妥当な水準に調整することを可能にするため、該当する規定を変更するものです（現行規約第18条関係）。
- (2) 上記の他、字句の修正を行うものです（現行規約第9条第1項関係）。

## 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（招集及び開催）</p> <p>1. 投資主総会は、<u>平成28年</u>10月1日及びその日以後、遅滞なく招集され、以降、隔年毎の10月1日及びその日以後遅滞なく招集する。</p> <p>2. ～5.（記載省略）</p> <p>第18条（執行役員及び監督役員の報酬の支払いに関する基準）</p> <p>本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払時期は、次のとおりとする。なお、補欠の役員についても同様とする。</p> <p>(1)（記載省略）</p> <p>(2) 監督役員の報酬は、1人当たり月額<u>20万円</u>を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該月の末日までに監督役員が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p>	<p>第9条（招集及び開催）</p> <p>1. 投資主総会は、<u>2016年</u>10月1日及びその日以後、遅滞なく招集され、以降、隔年毎の10月1日及びその日以後遅滞なく招集する。</p> <p>2. ～5.（現行のとおり）</p> <p>第18条（執行役員及び監督役員の報酬の支払いに関する基準）</p> <p>本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払時期は、次のとおりとする。なお、補欠の役員についても同様とする。</p> <p>(1)（現行のとおり）</p> <p>(2) 監督役員の報酬は、1人当たり月額<u>50万円</u>を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該月の末日までに監督役員が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p>

## 第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員川本哲郎は2018年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員高橋雅史の選任をお願いするものです。なお、任期は、2018年11月1日から2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2018年9月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
たか はし まさ ふみ 高橋雅史 (1972年4月9日)	1996年4月 日興証券株式会社 (現SMBC日興証券株式会社) 1999年9月 American Life Insurance Company (現メットライフ生命保険株式会社) 2000年11月 株式会社秦不動産鑑定事務所 2004年4月 サムティ開発株式会社 (現サムティ株式会社) 2012年6月 サムティ株式会社 福岡支店長 2017年4月 サムティ株式会社 不動産事業部長 2018年10月 サムティアセットマネジメント株式会社 (出向) 取締役 リート運用本部副本部長 (現任)

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員増田洋介の選任をお願いするものです。

補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人の現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了するときである2020年10月31日までとします。

また、本議案による補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2018年9月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
ます だ よう すけ 増 田 洋 介 (1970年7月1日)	1993年4月 オリックス株式会社
	2005年1月 燦キャピタルマネージメント株式会社 取締役
	2007年9月 燦アセットマネージメント株式会社 (現サムティアセットマネージメント株式会社) 取締役
	2007年11月 株式会社グランドホテル松任 取締役
	2009年4月 燦アセットマネージメント株式会社 (現サムティアセットマネージメント株式会社) 取締役兼東京支社長
2010年4月 燦アセットマネージメント株式会社 (現サムティアセットマネージメント株式会社) 代表取締役 (現任)	

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を投資口累積投資制度を利用することにより2018年8月31日時点で40口（1口未満切り捨て）所有しております。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているサムティアセットマネージメント株式会社の代表取締役です。
3. 上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。



#### 第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員藤木隆弘及び中原健夫の両名は、2018年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員藤木隆弘及び中原健夫の選任をお願いするものです。なお、任期は、2018年11月1日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況
1	ふじ き たか ひろ 藤木隆弘 (1968年4月16日)	1991年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 1997年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 2014年10月 藤木公認会計士事務所 代表者（現任） 2015年3月 サムティ・レジデンシャル投資法人 監督役員（現任） 2016年5月 ビーシーピージージャパン株式会社 監査役
2	なか ほら たけ お 中原健夫 (1970年8月5日)	1998年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1998年4月 原田・尾崎・服部法律事務所 （現尾崎法律事務所） 2002年4月 American Family Life Assurance Company of Columbus（現アフラック生命保険株式会社） 副法律顧問 2005年9月 あさひ・狛法律事務所 （現西村あさひ法律事務所） 2007年3月 のぞみ総合法律事務所 パートナー 弁護士 2008年5月 弁護士法人ほくと総合法律事務所 代表社員 弁護士（現任） 2015年3月 サムティ・レジデンシャル投資法人 監督役員（現任）

1. 上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

# 投資主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区西神田三丁目2番1号  
住友不動産千代田ファーストビル南館 3階  
ベルサール神保町room 3 + 4 + 5  
TEL：03-3263-9621



交通 九段下駅 7番出口より徒歩約3分（東西線）  
九段下駅 5番出口より徒歩約4分（半蔵門線・新宿線）  
神保町駅 A2出口より徒歩約5分（半蔵門線・新宿線・三田線）

お願い： 駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。